第2回公の施設のあり方検討部会 資料

施設所管部局の意見 (施設の評価及び方向性)

所 管 部 局	施	設名	ページ
1月 尺 理 接 郊	消費生	上活センター	1
県民環境部	北条鹿島博物展示館		2
	医療技術大学		3
	歯科技	術専門学校	4 5 6
		専門学校	5
 保健福祉部		ゲン自動車	
	健康增	曽進センター	7
	動物愛	受護センター	8
	ゎ	つき寮	9
	心身障害	『者歯科診療車	10
経済労働部	中小企業労働相談所		11
農林水産部	農業大学校		12
土木部	県営住宅		13
		中央病院	14
		今治病院	15
公営企業管理局	県立病院	三島病院	16
		南宇和病院	17
		新居浜病院	18
	生涯等	学習センター	19
	総合	科学博物館	20
	歴史文化博物館		21
	义	書館	22
教育委員会	博		23
		中央青年の家	24
	青年の家	東予青年の家	25
		南予青年の家	26
	美術館		27

施設名 消費生活センター	所管課(室)	県民生活課
--------------	--------	-------

1 施設の目的及びこれまで果たしてきた役割

消費生活センターは県民の消費生活の安定及び向上を目的とする相談、情報の提供、研 修、研究、試験等を行うために設置されている。社会の変化とともに、最近では、契約ト ラブルに関する苦情相談処理が中心になってきており、開設当初は年間 200 件程度の相談 が、平成 16 年度には 1 万件を超える状況となった。また、消費者トラブルの未然防止の ために、苦情相談等で得た情報をもとに、消費者への情報提供や啓発等を行っている。

் _ ____ /亚

2	評	11	
			消費者基本法、消費生活条例に基づき県には消費者政策を推進する責務があ
			り、それを具体化する手段として消費生活センターを設置している。
必	要	性	社会の変遷とともに消費者トラブルが増加し、その内容も複雑化しており、
			専門的見地から助言・あっせんを行う必要性は高まっている。
			相談や情報提供により、消費者トラブルの未然防止や被害の回復につなが
			り、消費生活の安定向上が図られている。
			最近では、法律に反する悪質な取引行為によるトラブルが多くなっている
有	効	性	が、このような場合、県が苦情相談処理を行うことで、単に民事上の解決だけ
			ではなく、事業者の取引行為の適正化に結びつく面もある。
			また、施設管理に関しては、女性総合センターの一部を使用することで効率
			的な管理となっている。

	<u>今後も県直営で消費生活センターを運営する必要がある。</u>
	(理由等)
	・消費生活相談の処理にあたっては、消費者の権利を守るという行政の責務
施設の	を果たすために県の権限を背景にあっせんや事業者指導等を行う必要が
方向性	あり、県が直営で運営する必要性が高い。
	・消費生活センターの業務の中で収益を求めるのは困難であり、民間で実施
及び	するのは難しい。
その説明	・現状では、必要最小限の経費によりセンターを運営しており、委託等によ
	っても今以上の経費削減は困難である。

施 設 名 愛媛県北条鹿島博物展示館 所管課(室) 自然保護課

1 施設の目的及びこれまで果たしてきた役割

愛媛県北条鹿島博物展示館は、瀬戸内海国立公園の鹿島を中心とした地域の自然や文化、歴史について県民の理解を深めることを目的として、昭和52年に環境省の自然公園等整備費国庫補助金を導入して設置され、鹿島周辺の自然に関するパネルや動植物の標本類、文化や郷土史に関する資料を展示し、鹿島来島者に地域の自然や歴史についての啓蒙を図るとともに国立公園の利用促進の一翼を担ってきた。

2 評 価

必要性	広く県民を対象とし自然環境についての情報を提供する施設としての役割 は重要であり、近隣に同様の役割を果たす施設が存在しないことから、設置の 必要がある。
有 効 性	設置当初に比べ鹿島全体の利用者数が減少していることや展示物の内容に 変化が乏しいことなどから、現在は十分に活用されていない状況である。

	瀬戸内海国立公園の鹿島周辺の自然や文化、歴史について情報提供を行う本
	館の役割は、自然公園の保護と利用の促進を図るうえで、今後も重要であると
	考えているが、社会的環境の変化等により、鹿島への来島者が大幅に減少して
	いる中、本館の利用者も減少しており、設置当初に比べその役割も薄らいでき
	ていると考えられる。今後、展示物の更新や建物の改修等を行ったとしても、
施設の	利用者の増加は見込めず、また、施設の譲渡や指定管理者の導入についても、
方 向 性	利用者の減少や施設の老朽化の問題から難しい状況である。
及 び	したがって、将来施設の廃止もやむを得ないと考えているが、本館は国庫補
その説明	助金により整備した施設であることから、耐用年数が経過するまでは県の判断
C 02 H/U 1/3	のみでは廃止することができないため、将来的に廃止を検討することとし、現
	施設の活用を図っていきたい。

設の評 及び方向 施 価

施設名

医療技術大学

所管課(室)

保健福祉課

1 施設の目的及びこれまで果たしてきた役割

医療技術の高度化、疾病構造の多様化等に対応できる資質の高い医療技術者を養成する ため、昭和63年に県立公衆衛生専門学校と臨床検査専門学校を統合して医療技術短期大 学を開設し、多くの医療技術者を育成してきた。近年では学生の高学歴志向、医学・医療 の急速な進歩や人口構造の変化に伴い、保健・医療・福祉の各分野にまたがる新しいニー ズに的確に対応できる中核的な医療技術者の養成が求められるようになり、更に県内の医 師会、看護協会、臨床衛生検査技師会、助産師会などの関係団体からの要望も受け、平成 16年4月に4年制大学に発展的に改組した。本学は、県内の保健医療分野における教育・ 研究・研修の拠点としての役割を積極的に担うものであり、地域社会への貢献を目指し、 今まで以上に高い資質をもった医療技術者の養成に努めている。

2 評 価

必要性

本学では、卒業時に看護師だけでなく助産師及び保健師の国家試験の受験資 格を併せて取得できる。なお、助産師を養成する教育機関は県内では本学のみ である。一方、臨床検査技師の養成機関も県内では本学のみであり、理工系で 医療技術者を志望する受験生の受け皿ともなっている。本学は、最高学府とし ての充実したスタッフと整備された施設設備のもとで高度な教育・研究を推進 し、本県の保健・医療の発展に貢献する上で必要である。

有効性

短期大学において約 2600 人が卒業し、国家試験の合格率もほぼ 100%とな っている。また、県内の就職先としては愛媛大学附属病院、県立各病院などの 中核病院をはじめ市町立の保健施設、医療機関などであり、地域の保健・医療 分野で活躍している。今後も地域医療を支える中核的な人材として質の高い専 門職を育成できるとともに大学の教育・研究機能を活用しながら本県の保健、 医療、福祉の発展に貢献できる。

3 施設の今後

施設の

及

その説明

7 X

高齢化の進行により、今後ますますの看護師等の需要が見込まれることに加 え、進歩する高度医療に対応できる高い専門知識を持つ医療技術者の養成に関 しては、専門学校に比べ優位にあることから、4年制大学としての本学の役割 は大きいものと考えている。また、本学は、16 年度に4年制に移行したとこ ろであり、設立中の大学として文部科学省の監督下にあることから、当面は、 方 向 性 現状の運営体制を継続していきたい。

> 4年制完成後(平成20年度以降)の課題として、大学経営の効率化を図るう えで、現有の施設設備で対応可能な範囲での学生定員の増員(助産学専攻科の 設置など)や、全国的に導入が進められている公立大学の地方独立行政法人化 などの検討が必要と考えており、法人化については、現在、学内で勉強会を設 けて、情報収集や導入後のメリット、デメリットの検討等を行っているところ である。

施 設 名 歯科技術専門学校 所管課(室) 保健福祉課医療対策室

1 施設の目的及びこれまで果たしてきた役割

本校は、歯科衛生士法、歯科技工士法及び学校教育法に基づく歯科衛生士及び歯科技工士の養成所として、歯科衛生及び歯科技工に関する専門的知識及び技術を授け、歯科衛生士及び歯科技工士として社会に貢献できる人材を育成することを目的とする施設である。昭和46年度に歯科衛生士課程、昭和49年度に歯科技工士課程がそれぞれ前身の県立公衆衛生専門学校に設置され、平成3年度からは歯科技術専門学校と改称し、現在地に移転した。これまでに歯科衛生士1,034名、歯科技工士604名を輩出し、歯科関係職員の養成・確保及び地域の歯科保健医療の充実に貢献している。

2 評 価

	本校は、県内に歯科衛生士養成所及び歯科技工士養成所がなかったことか
	ら、県歯科医師会及び県歯科技工士会の要望を受けて開設されたものである。
	歯科衛生士の養成については、現在、松山市内に学校法人が運営する養成所
必要性	(1学年定員40名)があり、当校とともに県内歯科関係医療機関の需要に応
	じているところであるが、県立の養成所として設置すべき必要性は低い。
	一方、歯科技工士の養成については、県内に本校のみであり、新たな開設の
	動きもないことから、県立の養成所として設置すべき必要性は高い。
	卒業生は、開校以来ほぼ100%の国家試験合格率をほこり、就職者の約9
 有 効 性	割が県内に就職していることから、安定的な県内への歯科関係職員の供給施設
19 XV) 1±	として有効に機能している。

3 施設の今後

本施設については、歯科技工士養成所は県内で本校のみであるなど、その必要性・有効性は認められる。 しかしながら、平成16年9月の歯科衛生士学校養成所指定規則の一部改正に伴い、平成23年3日末までに修業年限を3年以上から3年以上に移行する

施 設 の 方 向 性 及 び

その説明

しかしながら、平成16年9月の歯科衛生士学校養成所指定規則の一部改正に伴い、平成22年3月末までに修業年限を2年以上から3年以上に移行する必要があり、これに伴う新たな施設整備や設備更新のための経費が必要となる一方、学校運営の収支均衡を図るためには、少子化・高学歴化等の影響や他医療職種養成所の開設(予定)により学生確保が難しいなかで、民間養成所を上回る授業料に値上げする必要があり、今後の学校運営は非常に厳しい状況となることが予想される。

このため、今後の施設のあり方については、他県の状況も勘案しながら、県 以外による設置・管理などの可能性も含めて検討していく必要があると考えて いる。

施設名

看 護 専 門 学 校

所管課(室)

保健福祉課医療対策室

1 施設の目的及びこれまで果たしてきた役割

保健師助産師看護師法及び学校教育法に基づく看護師の養成機関として、看護に関する専門的知識及び技術を授け、看護師として社会に貢献できる人材を育成することを目的とする施設である。

平成9年度の開設以来、これまで197名の卒業生を輩出し、看護職員の養成・確保の役割を果たしている。このうち129名が県内の医療機関等に看護職員として就業しており、地域保健医療の充実に貢献している。

2 評 価

必要性

本校は、県下の二次保健医療圏のうち、唯一、看護師等養成所のなかった宇摩圏域の看護師不足を解消するために、地元の強い要望を受けて平成9年度に開設されたものである。現在も宇摩圏域では当校が唯一の看護師養成所であり、他の養成所開設の動きもないことから、当校に寄せる地元の期待は大きく、その必要性は高い。

有 効 性

入学生の出身地域、卒業生の就業地域を見ると、どちらも宇摩圏域を含む東 予地域の占める割合が高くなっており、人口当たりの看護職員数が少ない宇摩 圏域において看護職員を目指す人たちの受入先として、また、地域への看護職 員供給施設として、有効に機能している。

3 施設の今後

県内の他の圏域に比べ人口当たり看護職員数が少なく、今後とも多くの看護職員を養成・輩出していくことが強く求められている宇摩圏域において、唯一の看護師養成所として本校が引続きその役割を担っていくことが必要であること、また、看護職員を目指す人たちの受入先として、地域への看護職員供給施設として、地元のニーズに応えるなど、その有効性も高いことから、当面、県営施設として存続することが必要である。

施設の方向性及びその説明

その場合、本校は学校教育法に規定する専修学校であり、同法の規定により 専修学校は設置者が管理することとなっていること、また、地方独立行政法人 法に規定する地方独立行政法人の業務範囲に専修学校の管理は含まれていな いため、地方独立行政法人制度も導入できないことから、これまでどおり直営 で管理運営する必要がある。

今後は、管理運営の効率化を一層図るとともに、将来的なあり方として、県 以外による設置・運営も含めた多様な可能性について検討して参りたい。

施設名	レントゲン自動車	所管課(室)	健康増進課
-----	----------	--------	-------

1 施設の目的及びこれまで果たしてきた役割

レントゲン自動車は、結核予防法第4条に基づき県が県立学校・施設を対象に実施する「学校健診」、同条に基づき市町・事業者等が実施する「定期健診」の受託、及び同法第5条に基づき結核患者の接触者に対して行う「定期外健診」に活用するために保健所に設置している。

かつては、最大8台のレントゲン自動車を配備し、結核の早期発見、まん延防止対策の中核的な存在として貢献した。車輌の老朽化や民間健診機関の充実等に伴い、現在では5台となったが、県に実施義務がある県立学校の生徒等の健診、民間健診機関では対応が難しい場合(島嶼部や高齢者施設等) あるいは定期外健診の迅速・確実な実施のために利用されている。

2 評 価

必要性

ц	
学校健診は、17年度には78校で実施しているが、すでに民間移行してい	る
他県の状況を鑑みると、将来的には民間での実施が望ましい。ただし、民間	委
託の場合、委託経費が新たに必要となるため、現有レントゲン自動車を利用	可
能な間はこれを有効活用すべきである。	
市町・事業者等が実施する定期健診は、すでに民間健診機関による実施が	大
半で、保健所へのニーズも低下している。	
定期外健診については、結核患者が発生した学校・施設等にレントゲン自	動

定期外健診については、結核患者が発生した学校・施設等にレントゲン自動車が赴き、対象集団に直接接触することによって、迅速かつ受診漏れのないよう確実な健診が可能となるため、県配備のレントゲン自動車は必要である。

有 効 性

学校健診及び定期健診では、受診率の向上や結核の早期発見に貢献しており、定期外健診でも、迅速かつ確実な健診機会の提供により、新たな結核患者の早期発見に役立っている。

レントゲン自動車は、その機能・性質面から利用対象者が限られ、また新たに利用促進を図ることは、民間と競合するため困難である。

	定期外健診における必要性・有効性は認められるが、車両の老朽化も進んで
	いる状況であり、今後は、3地方局体制への移行、保健所機能のあり方等とも
施設の	連動して検討する必要がある。
方向性	
及 び	
その説明	

施 設 名 健康増進センター 所管課(室) 健康増進課

1 施設の目的及びこれまで果たしてきた役割

昭和 50 年の開設以来、県民の健康づくりを支援するため、健康度測定の実施やプールやトレーニング室を備えた健康増進の中核拠点の役割を果たしてきたが、健康づくりに関する県民意識の向上やニーズの多様化、スポーツジムなど民間施設が充実してきたことなどから、平成 15 年度に機能の見直しを行い、現在は健康情報の収集・分析・発信、健康づくり指導者の養成や地域保健従事者の支援機関として機能している。

2 評 価

必要性

健康増進法第3条の規定により都道府県の責務とされている健康増進に関する知識の普及、情報の収集、整理、分析、提供や研究のほか、人材養成などの業務を行っており、県内の市町や事業所などの健康づくりに関し県下全域をカバーするシンクタンクとして必要である。また、不妊や難病に係る相談事業は、相談者のプライバシー保護には十分な配慮が必要であり、相談室等のスペースは、独立した施設において確保する必要がある。

有効性

平成 15 年度の機能見直しにより、健康づくり関して県民への直接支援から、情報提供や人材育成等を通じた間接支援に移行しており、県民の意識やニーズの変化など時代の変化に適応している。また、医療制度改革により生活習慣病などの疾病予防がより重視される中、県民の健康づくりの実現を図る中核施設として、専門施設を設置することは県民に対する啓発活動を進める上でも効果的である。

3 施設の今後

施 設 の 方 向 性 及 び その説明 県立中央病院に隣接するこの施設は、平成 20 年度に開始される予定の県立中央病院の建替工事において、同病院の建替用地の一部として活用されることになっており、センターの建物を撤去・移転する必要がある。

健康増進センターの移転先については、他の老朽化した県施設とともに、整 肢療護園等の跡地を効率的・効果的に活用し、県施設の機能の集約化を図るた め、統合の方向で検討する予定であり、集約化による施設の共有化、維持管理 費の削減や利便性の向上が期待できる。

施 設 名 動物愛護センター 所管課(室) 薬務衛生課

1 施設の目的及びこれまで果たしてきた役割

近年、人と動物の関りが深まる一方で、動物の虐待や無責任な遺棄などのトラブルも発生するようになり、また、県下4か所の不用犬焼却場が、ダイオキシン対策や老朽化により使用不可能となった。これらを背景として、動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発を行う動物愛護機能と不用犬・ねこの収容・処分、負傷動物の収容等を行う動物管理機能を併せ持った動物愛護管理行政を総合的に推進する拠点施設として設置されたものである。開設以来、さまざまな動物愛護事業を展開してきたが、これにより、県民の動物愛護、適正飼養への関心と理解は深まりつつあり、このことは、処分される動物の数が当センター稼動前と比べ漸減していることからも評価される。

2 評 価

が必要であ
ーは、重要
や実績が少
は大きい。
しつけ方教
り、電話で
動物の愛護
0

3 施設の今後

県民の動物愛護に対する意識の高揚を図り、動物の生涯飼育を定着させることが必要であるとともに、行政機関として、これまでの狂犬病対策に加え動物由来感染症対策の強化が急務となっているなど、県の責務とされている規制・取締りを含めた動物管理業務が増大している。このため、これら動物行政を一元的に管理する総合的動物対策の拠点施設として位置づけ、機能強化を図っているところである。

施設の方向性及びの説明

効率的かつ効果的な運用を図るため、動物の習性、生理を踏まえた高い専門性と診療が可能な獣医師としての資格や狂犬病予防員のような県職員でなければ対応できない業務をベースに、公の施設としての動物愛護業務を行うなど、公の施設と行政機関の2つの機能に職員を共用し、施設も両機能に弾力的に利用するとともに、業務運営や維持管理経費も共用しており、今後とも施設と職員の共有化を継続する方針である。また、現在、県内に類似、競合する他の施設はなく、県に代って動物愛護事業を行いうる市町、民間等もないことから、引続き県の直営で管理運営を継続していきたい。

なお、当センターにおける印刷物(パンフレット、テキスト類)等の広告、イベント時における関連業者の協賛の募集等、収入確保の方策を検討するとともに、引続き県広報、ホームページ等により、情報提供や各種イベント等のPRを推進し、利用促進に努めることとしている。

施設名 さつき寮	所管課(室)	子育て支援課
----------	--------	--------

1 施設の目的及びこれまで果たしてきた役割

もともとは、「売春防止法」に基づき売春を行うおそれのある女性を収容し、その保護 更生を行うことを目的とした施設であったが、現在は、家庭環境の破綻や生活の困窮など、 様々な事情により社会生活を営む上で困難な問題を抱える女性の保護と自立支援を行う 施設として機能している。

2 評 価

必要性	婦人相談所が決定する一時保護件数が増加しており、退所後、ある程度の期間(原則6ヶ月) 自立に向けた準備を行う必要がある女性の居住の場を確保する必要があるが、県内市町や社会福祉法人等において「さつき寮」の機能を有する施設の整備・運営の動きがなく、県内唯一の施設である。
有 効 性	近年、入寮者は減少しているものの、入寮理由は複雑化しており、精神的なケアや自立に向けてのアドバイスを受けながら生活できる施設として有効に機能している。 また、入寮者に対する相談や支援には専門的な知識を必要とすることから、 県が婦人相談所と兼ねて施設の管理運営を行うことは、効率的である。

2 心以	のっ後
	本県の婦人保護を推進するためには欠かせない施設であり、
	都道府県に必置義務のある婦人相談所と一体となった施設であり、全ての
	設備(婦人相談所に必要な基準)を共用している。
	職員についても婦人相談所の最低基準に定められた職員を兼務すること
	で対応可能であり、施設基準を満たすために、別途婦人保護施設の職員として
施設の	配置する必要はない。仮に、運営管理を委託した場合は、婦人保護施設の最低
	基準(最低2名)を満たすために、人件費相当分の委託料が新たに必要となる。
方向性	という理由から、現在の運営方法は効率的で経済的なものであると考え、現
及 び	状の運営管理体制(直営)で存続することとしたい。
その説明	ただし、今後予定している移転の際には、施設整備とあわせて定員や職員配
	置について検討し、より経済的で県民のニーズにあった施設とする必要がある
	と考える。

施 設 名 心身障害者歯科診療車 所管課(室) 障害福祉課

1 施設の目的及びこれまで果たしてきた役割

この車輌は、県内各地の心身障害児(者)施設を巡回し、歯科検診や歯科診療、口腔衛生思想の啓蒙普及等を行うことにより心身障害児(者)の福祉の増進を図るものであり、昭和55年度の事業開始以来、県歯科医師会の協力を得て事業実施してきたが、歯の激痛に襲われても意思表示ができない重度の知的障害者や、車椅子生活のために十分な歯科診療が受けにくい重度の身体障害者等の歯科検診や治療を行うなど、これまでに心身障害児(者)の福祉の増進に果たしてきた役割は大きい。

2 評 価

	н		щ
必	要	靕	心身障害児(者)の場合、一般的に、口腔衛生に対する意識が低く、障害の程度によっては市中の歯科医院を受診することが困難な場合がある。 このため、直接、心身障害児(者)施設に出向いて行って歯科検診等を行う 当事業は、非常にニーズが高く、今後も継続して事業実施する必要がある。
有	効	性	県内各地の心身障害児(者)施設に直接出向き、歯科医師や歯科衛生士の専門スタッフが、歯科検診や口腔衛生指導等を行っているが、本事業に対するニーズは高く、平成 17 年度には、県内 61 施設で約 2,600 人の検診実績があった。

3 施設の今後

「存続」
・ 当該車輌については、国の交付金を受けて整備した車輌であることから、耐用年数(車輌5年:歯科診療ユニット7年)が経過する平成20年度までは、存続する必要がある。
・ なお、耐用年数経過後は、心身障害児(者)のニーズに十分配慮しながら、管理運営のあり方について、検討してまいりたい。

及 び
その説明

施 設 名 中小企業労働相談所	所管課(室)
-----------------	--------

1 施設の目的及びこれまで果たしてきた役割

中小企業の労使を対象に労働問題全般についての相談に応じ、中小企業における労使関 係の安定と近代化を促進することを目的に県下5地方局に設置し、県が実施する公的な相 談機関として様々な相談に対処し、労使間のトラブルの未然防止を図ってきた。

また近年は、労働環境が複雑化・多様化し、労働組合等の組織に頼ることができない非 正規労働者等が増加する中、労働者等の拠り所としての存在意義が増してきており、県民 に身近な相談窓口として有効に機能している。

2 評 侕

			•
必		性	労働問題に関する身近で信頼のおける公的相談窓口として県が相談所を設
			置し、相談に対応できる体制を整備しておくことは必要不可欠である。
	安		なお、市町には労働相談に対処できる所管部署が存在せず、地元に密着した
			相談体制を維持するには、地方局単位での設置が必要である。
		性	県として労使中立の立場で相談に対応し、守秘義務も負っているため、民間
	効		機関よりも信頼性が高い。また、民間で弁護士等に相談した場合、相談料が高
			額になるが、県の特別相談員(弁護士資格あり)の場合は無料である。
有			施設の管理・運営に関しては、地方局商工労政課内にあるため一体的に行わ
			れており、相談所としての管理業務は無く、また、人員においても松山におけ
			る特別相談員(国の補助対象)以外は県職員が兼務しているため人件費も少額
			であり、費用対効果の面からも有効である。

3 施設の今後

以下の理由から勘案し、県直営での存続を図っていく。 ・複雑化、多様化する労働環境の下で、労働組合等の組織に頼れない個人労 働者の数は増加しており、これらの人々の適正な労働条件を確保するために も、県が相談所を設置し、相談に対応できる体制を整備しておくことは必要 不可欠である。 施設の ・県民に身近で気軽に相談できる窓口として有効に機能している。 方向性 ・公的な相談機関としての信頼性が高い。 ・施設の維持管理費が不要である。 及 7 X

その説明

・国の通達により、県で相談所を設けるよう規定されており、また、特別相 談員等の設置費用は、国の補助対象となっている。

なお、存続にあたっては、利用者の満足度を高めるために、より適切な対応 が出来るよう相談員のレベルアップを図るほか、一層のPRに努め、利用を促 進していく考えである。

施 設 名 愛媛県立農業大学校	所管課(室)	担い手対策推進室
-----------------	--------	----------

1 施設の目的及びこれまで果たしてきた役割

農業大学校は県が農業後継者の育成や農業者の技術向上を行う研修教育施設として昭和 46 年に設置し、運営や施設整備に国の助成を受けながら、平成 18 年 3 月までに約2,600 人の卒業生を輩出しており、その約 9 割は農業分野に従事している。

一般県民を対象とした農業講座を開設し、離職者や定年退職者等を含めた幅広い農業の 担い手確保に取り組んでいる。

卒業生の大半は、県内で就農し、認定農業者や農業指導士、企業的な農業法人の代表として活躍している。(本県の認定農業者の数は中国四国地域で最多)

2 評 価

2	計	1Щ	Ц
			本県農業の持続的な発展を担う、より実践的な人材を育成する唯一の機関で
			あり、全国各県とも農業大学校等を設置し、自県で培った農業生産技術を自
			県の後継者育成につなげている。
			類似の教育機関である農業高校は基礎的な知識修得が中心であり、大学農学
必	要	性	部では理論的な研究が主体となっており、就農を前提とした実践教育が中心
		-	である農業大学校とはその機能や役割が異なる。
			国は農業の担い手確保・育成を緊急かつ重要な課題として、施策の集中化・
			重点化を図る農政の転換を進めており、本県農業の担い手を育成する農業大
			学校の役割はより重要となっている。
			企業的な農業経営を目指す若者から、他産業で得た経験や知識を農業に活か
			そうとする中高年者まで幅広い層を対象に、就農を希望する県民が技術修得
有	効	性	できる開かれた機関となっている。
'			地元小・中学校における農業体験学習等の要請に積極的に対応するなど、生
			徒・児童を対象とした産業教育における役割への期待が高まっている。
1			

3 施設の今後

平成 16 年度に民間委員 6 名による「農業大学校のあり方検討委員会」(委員施設の長: 愛大農学部長)において、担い手養成の強化、開かれた農業大学校方向性である。 受益者負担の原則に立った効率的な運用等の提言を受け、平成7、18 年度に組織運営の見直しを実施しているところであり、引き続き県その説明が国の支援を受けて運営し、今後、適宜、見直しの成果を検証しながら、必要な改善を行っていきたい。

施 設 名 県営住宅 所管課(室) 建築住宅課

1 施設の目的及びこれまで果たしてきた役割

住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で住宅を供給することを目的としており、県では、市・町を補完する役割で住宅建設を行い、県内公営住宅全体の20%にあたる5千戸余りの住宅を供給し、県民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与してきた。

2 評 価

県営住宅への応募倍率も例年4~6倍程度(市町営住宅においても約4倍)の倍率となっていることからも、公営住宅の必要性は依然として高いので、県内公営住宅全体の戸数は今後も維持していく必要がある。
民間賃貸住宅については、低額所得者が負担可能な公営住宅並みの低廉な家賃を設定することができず、実現しようとすれば相当の家賃補助を行う必要があり、現実的ではない。

住宅に困窮する低額所得者を低廉な家賃で入居させており、また、空き家もほとんどなく、入居順番待ちの状態であり、有効に活用している。
なお、母子世帯、老人世帯、障害者世帯など特に入居を優遇する必要がある世帯については、他の世帯よりも当選率が高くなるよう抽選時に配慮している。

3 施設の今後

これまで同様、公営住宅の必要性が高いため、県有施設として存続させる必要があるが、市町村合併などを踏まえ、県と市町の管理戸数の調整・整理といった役割分担の見直しが必要であると考えている。

具体的には、市町の負担が少ないと考えられる小規模団地等を段階的に市町へ移管することや、小規模で地域の需要に影響がない老朽住宅の用途廃止などであるが、移管等にあたっては、施設の維持管理費用や今後到来する建替えの問題もあり、市町と十分な協議を重ねる必要がある。

施設の 方向性 及びその説明

そのため、県と市町で構成する協議会を設立し、移管の問題、管理体制などについて協議していく必要があると考えている。

また、施設の効率的な管理を図るため、市町、地方公共団体の事務組合、地方住宅供給公社といった公的団体に限って、広範な管理業務を委託することができる、公営住宅法に基づく管理代行制度などについて導入の適否を検討しているところである。

なお、検討にあたっては、一定の区域の市町営住宅と県営住宅を一体的に管理し、入居募集情報の一元的提供を含めたサービスの一元的提供を行うことにより、有効利用、業務の効率化と入居希望者の利便性の向上が図られるよう配慮したい。

施設名

愛媛県立中央病院

所管課(室)

県立病院課

1 施設の目的及びこれまで果たしてきた役割

地域の中核病院として、高度で良質な医療を安定的に供給するとともに、医療資源が質的・量的に不足する地域にあっては、これを補完することにより、県民医療の確保を図る。

救命救急センター、総合周産期母子医療センター及び愛媛PET-CTセンターを併設する県下の基幹病院として、がんや心疾患、脳疾患などの高度医療、三次救急や周産期等の高度救急医療、骨髄移植等の先駆的医療等について重要な役割を果たすとともに、災害基幹拠点病院やエイズ診療協力病院、第二種感染症指定医療機関、へき地医療拠点病院等として災害時医療や感染症治療、へき地医療支援なども担っている。

2 評 価

・松山圏域はもちろん県下の基幹病院として、がんや心疾患、脳疾患などの高度医療に取り組むなど、県下全域の医療確保の最後の砦としての重要な役割を担っている。

必要性

- ・公的医療機関として、一般の民間病院では採算の取りにくい三次救急や周産期医療、小児救急医療などの高度救急医療や骨髄移植等の先駆的医療に取り組むなど、不採算分野を担っている。
- ・災害基幹拠点病院として災害時医療、エイズ診療協力病院や第二種感染症指 定医療機関として感染症治療、臨床研修指定病院としての人材育成など幅広 い分野で中核的医療機関としての役割を担っている。

有 効 性

- ・平成 17 年度の入院患者数は 284,405 人、外来患者数は 404,988 人で、併せて 689,393 人の診療を行っている。
- ・地域の中核病院として、高度で良質な医療を安定的に供給するという県立病院としての役割を実践している。
- ・患者の満足度やニーズを把握するため、患者アンケートを実施するとともに、 情報の提供や医療相談を受ける地域医療連携室を設置し、サービスの向上に 努めている。

3 施設の今後

平成 15 年度に「県立病院機能・あり方庁内検討委員会」を設置し、 高度・救急医療等の確保、 地域に任せるべき機能は可能な限り地域に任せる、 スクラップ・アンド・ビルド、 県立病院全体における収支均衡などを基本的な考え方として、県立病院の財政健全化のみならず、持つべき機能・あり方にまで踏み込み検討した結果、これまでに、建替えの推進や愛媛 P E T - C T センターの整備、電子カルテ・オーダリングシステムの整備などを行っている。

施 設 の 方 向 性 及 び その説明

中央病院については、上記「2 評価 - 必要性」等から県立病院としての存在意義があることは明白である。また、病院経営は、法律上、公的医療機関や医療法人等の非営利法人に限定されるのに加え、医師不足等をはじめとする現下の厳しい経営環境を考慮すると、県による運営以外は困難と考えられるので、今後とも、病診連携や病病連携を強化し患者の確保に努めるとともに、必要な見直しを行いながら、引き続き県で運営する。

ただ、施設が老朽化していることや機能的にも一部限界に達していることから、現在PFI方式による建替え作業を進めているところであり、建替え後は、直接的な医療行為等以外の業務はPFI業者が行うことになる。

なお、中央病院の建替えについて、PFI方式を採用することにより、サービスの向上及びコスト削減が期待できる。

施 設 名 愛媛県立今治病院 所管課(室) 県立病院課

1 施設の目的及びこれまで果たしてきた役割

地域の中核病院として、高度で良質な医療を安定的に供給するとともに、医療資源が質的・量的に不足する地域にあっては、これを補完することにより、県民医療の確保を図る。 今治圏域最大規模の公的中核病院として、特に心疾患や脳血管疾患などの高度医療や小 児救急など高度・救命救急医療を重点的に担うとともに、県立病院で唯一の精神科病床(50

児救急など高度・救命救急医療を重点的に担うとともに、県立病院で唯一の精神科病床(50床)を有し、急性期医療や身体合併症医療、児童・思春期医療にも積極的に取り組んでいる。また、災害拠点病院やエイズ診療協力病院等として災害時医療や感染症治療なども行っている。

2 評 価

∠ p	ΤΙ	Щ
		・心臓血管外科の開設に伴い、24 時間緊急手術が可能な体制を確保するとともに、循環器内科、脳神経外科の充実により、良質な高度医療の提供と救命
		救急機能を担っている。
		・小児科標榜医が少なく救急体制の確保が困難な地域にあって、小児科の充
		実・強化を図り、重症度の高い患児や小児救急に積極的に対応している。
必	要 性	・県立病院で唯一の精神科病床を有しており、単科の民間精神病院では対応が
		困難な身体合併症患者、採算性の悪い児童・思春期医療、急性期医療を担う
		とともに、平成 16 年 4 月から必修化されている医師の臨床研修における精
		神科研修を適切に実施している。
		・災害拠点病院やエイズ診療協力病院等として、災害時医療や感染症医療など
		も担っている。
		・平成 17 年度の入院患者数は 103,376 人、外来患者数は 190,428 人で、併せ
		て 293,804 人の診療を行っている。
		・地域内で各種治療が完結できるよう、特に心疾患や脳血管疾患などの高度医
有多	効 性	療や小児救急など高度・救命救急医療を重点的に担っている。
		・患者の満足度やニーズを把握するため、患者アンケートを実施するとともに、
		情報の提供や医療相談を受ける地域医療連携室を設置し、サービスの向上に
		努めている。

3 施設の今後

平成 15 年度に「県立病院機能・あり方庁内検討委員会」を設置し、 高度・救急医療等の確保、 地域に任せるべき機能は可能な限り地域に任せる、 スクラップ・アンド・ビルド、 県立病院全体における収支均衡などを基本的な考え方として、県立病院の財政健全化のみならず、持つべき機能・あり方にまで踏み込み検討した結果、これまでに、心臓血管外科の開設や小児科の充実・強化、脳神経外科の充実、内科系専門領域の強化、皮膚科・眼科の休止などを行っている。

施設の大の説明

今治病院については、上記「2 評価 - 必要性」等から、県立病院としての存在意義があることは明白である。また、病院経営は、法律上、公的医療機関や医療法人等の非営利法人に限定されるのに加え、医師不足等をはじめとする現下の厳しい経営環境を考慮すると、県による運営以外は困難と考えられるので、今後とも、病診連携や病病連携を強化することにより、患者の確保に努めるとともに、必要な見直しを行いながら、引き続き県が直営で運営する。

施設名

愛媛県立三島病院

所管課(室)

県立病院課

1 施設の目的及びこれまで果たしてきた役割

地域の中核病院として、高度で良質な医療を安定的に供給するとともに、医療資源が質的・量的に不足する地域にあっては、これを補完することにより、県民医療の確保を図る。

宇摩圏域の中核病院として、集中治療室や高度医療機器を整備し、緊急度の高い循環器疾患や脳疾患に対応できる体制により救急医療を行っているほか、小児救急においても大きな役割を果たしている。また、平成 12 年度から腎移植を開始するなど、高度・特殊医療に取り組むとともに、災害拠点病院、エイズ診療協力病院、第二種感染症指定医療機関等として災害時医療や感染症治療なども担っている。

2 評 価

4 pT 1	Щ
	・宇摩圏域内の人口1万人当りの許可病床数(平成 18 年 3 月末)は、147.3
	床となっており、県平均の 162.9 床と比べると医療資源は充足されておら
	ず、このうち、高度・救急を担える医療機関は、三島病院を含む3施設のみ
	である。
	・救急処置が重要視される脳梗塞の治療においては、圏域内に脳神経外科を有
	する病院は、三島病院と旧川之江市の民間病院の2つのみである。
必要性	・発症から治療までの時間が生死を左右する心筋梗塞、心不全等への対応につ
少安性	いては、心臓のカテーテル検査・治療を施行している病院は、三島病院と四
	国中央病院の2つのみである。
	・小児救急について、圏域内で 24 時間体制の救急対応が確立されていないた
	め、4日に1回救急輪番日以外の休日・夜間にも救急対応している。
	・平成 12 年度から腎移植を開始するなど、高度・特殊医療にも取り組むとと
	もに、災害拠点病院、エイズ診療協力病院、第二種感染症指定医療機関等と
	して、災害時医療や感染症治療なども担っている。
	・平成 17 年度の入院患者数は 49,867 人、外来患者数は 103,666 人で、併せて
	153,533 人の診療を行っている。

有 効 性

・患者の満足度やニーズを把握するため、患者アンケートを実施するとともに、 情報の提供や医療相談を受ける地域医療連携室を設置し、また、糖尿病等の 疾病に係る講座の開催や広報誌の配布、地域住民への啓発活動を行うなど、 サービスの向上に努めている。

3 施設の今後

平成 15 年度に「県立病院機能・あり方庁内検討委員会」を設置し、 救急医療等の確保、 地域に任せるべき機能は可能な限り地域に任せる、 クラップ・アンド・ビルド、 県立病院全体における収支均衡などを基本的な 考え方として、県立病院の財政健全化のみならず、持つべき機能・あり方にま で踏み込み検討した結果、これまでに、小児科・脳神経外科の充実や病床数削 減とそれに伴う職員適正配置、産婦人科・耳鼻咽喉科の休止などを行っている。 施設の 三島病院については、経営的には、17 年度は前年度より収支が改善された 方向性 ものの依然として厳しい状況であることは認識しているが、上記「2 評価 -及 その説明 必要性」等から、県立病院としての存在意義が認められる。また、病院経営は、 法律上、公的医療機関や医療法人等の非営利法人に限定されるのに加え、医師 不足等をはじめとする現下の厳しい経営環境を考慮すると、県による運営以外 は困難と考えられるので、今後とも、病診連携・病病連携の強化による患者確 保や外部委託事業の見直し、薬剤費及び診療材料費削減等の経営改善に取り組

設の評価及び方向性 施

施設名 愛媛県立南宇和病院 所管課(室) 県立病院課

1 施設の目的及びこれまで果たしてきた役割

地域の中核病院として、高度で良質な医療を安定的に供給するとともに、医療資源が質 的・量的に不足する地域にあっては、これを補完することにより、県民医療の確保を図る。 南宇和郡で唯一総合診療機能を有する病院として、医療資源が質的・量的に乏しい地域 にあって、地域医療の確保を図っている。また、集中治療室や高度医療機器を整備し、年 間を通じて救急医療に積極的に取り組むとともに、小児救急においても大きな役割を果た している。加えて、エイズ診療協力病院として感染症治療も担っている。

2	評	評		
			・医療資源が質的・量的に乏しい地域にあって、地域で唯一の総合機能を有す	
			る病院として、地域の他の医療機関にはない脳神経外科や泌尿器科等の診療	
		性	科を標榜している。	
אנו	=		・他に受け入れ先がないため、年間を通じて、診療圏内における救急患者の	
必	女		90.4% (平成 17 年度実績) を受け入れている。	
			・公立病院として、地域に不足する総合診療機能や救急機能の確保を中心に、	
			一般の民間病院では採算の取りにくい高度医療等を担う必要がある。	
			・エイズ診療協力病院として感染症治療を担っている。	
			・平成 17 年度の入院患者数は 50,476 人、外来患者数は 146,281 人で、併せて	
			196,757 人の診療を行っており、南宇和郡で唯一の総合病院としての役割を	
/	効	ıŀ/ 	果たし、地域に根ざした医療の提供が行われている。	
Ħ	ХIJ	土	・患者の満足度やニーズを把握するため、患者アンケートを実施するとともに、	
			情報の提供や医療相談を受ける地域医療連携室を設置し、サービスの向上に	
			努めている。	

3 施設の今後

平成 15 年度に「県立病院機能・あり方庁内検討委員会」を設置し、 救急医療等の確保、 地域に任せるべき機能は可能な限り地域に任せる、 クラップ・アンド・ビルド、 県立病院全体における収支均衡などを基本的な 考え方として、県立病院の財政健全化のみならず、持つべき機能・あり方にま で踏み込み検討した結果、これまでに、人工透析治療の充実や地域連携室の設 |置、病床数削減とそれに伴う職員適正配置などを行っている。 南宇和病院についても、不採算ではあるが、上記「2 評価 - 必要性」等に

施設の 方向性 及 その説明

あるように質的・量的に医療資源の乏しい地域であり、県立病院としての存在 意義が認められる。また、病院経営は、法律上、公的医療機関や医療法人等の 非営利法人に限定されるのに加え、医師不足等をはじめとする現下の厳しい経 営環境を考慮すると、県による運営以外は困難と考えられるので今後とも、受 診相談や行政・他の医療機関等との連携を強化するとともに、人工透析の必要 な患者が増加傾向にあることから、可能な限り受け入れる体制を整えるなど、 必要な見直しを行い、引き続き県の直営として運営する。

設の評価及び方向性 施

施設名

愛媛県立新居浜病院

所管課(室)

県立病院課

1 施設の目的及びこれまで果たしてきた役割

地域の中核病院として、高度で良質な医療を安定的に供給するとともに、医療資源が質 的・量的に不足する地域にあっては、これを補完することにより、県民医療の確保を図る。

東予救命救急センターを有効に活用し、東予地域の三次救急病院の役割を果たすととも に、小児救急についても積極的に対応している。また、肺・心臓血管治療や脳血管治療等 の診療機能を活用し、地域の高度医療の確保に努めるとともに、災害拠点病院、エイズ診 療協力病院、第二種感染症指定医療機関等として、災害医療や感染症治療なども担ってい る。

2 評 価

・東予救命救急センターを有効に活用するとともに、東予地域の三次救急及び 新居浜・西条圏域の二次救急、小児救急等の救急医療を担っている。

必要性

- ・肺・心臓血管治療や脳血管治療等の高度診療機能を活用し、新居浜・西条圏 域における中核公的病院として他の公的病院等との連携・機能分担により、 地域の高度医療を担っていく必要がある。
- ・東予地域で唯一結核病床を有するとともに、第二種感染症指定医療機関やエ イズ診療協力病院、災害拠点病院として、感染症治療や災害時医療を担って

有効性

- ・平成 17 年度の入院患者数は 94.145 人、外来患者数は 145.297 人で、併せて 239,442 人の診療を行っている。
- ・脳神経外科や心臓血管外科の新設など救命救急センターの機能を強化すると ともに、人工透析の開始、第二種感染症病室の設置等を行った。
- ・患者の満足度やニーズを把握するため、患者アンケートを実施するとともに 情報の提供や医療相談を受ける地域医療連携室を設置し、サービスの向上に 努めている。

3 施設の今後

施設の

及

その説明

方向性

平成 15 年度に「県立病院機能・あり方庁内検討委員会」を設置し、 地域に任せるべき機能は可能な限り地域に任せる、 救急医療等の確保、 クラップ・アンド・ビルド、 県立病院全体における収支均衡などを基本的な 考え方として、県立病院の財政健全化のみならず、持つべき機能・あり方にま で踏み込み検討した結果、高度・救急医療に積極的に対応していくとともに、 眼科の休止などを行っている。

新居浜病院については、上記「2 評価 - 必要性」等から、県立病院として の存在意義が認められ、安定的な経営も確保できている。また、病院経営は、 法律上、公的医療機関や医療法人等の非営利法人に限定されるのに加え、医師 不足等をはじめとする現下の厳しい経営環境を考慮すると、県による運営以外 は困難と考えられるので、今後とも、医療の質の向上、効果的なサービスの改 善、職員の意識改革、計画的な施設改修及び機器の更新等を図り、必要な見直 しを行いながら、引き続き県の直営にて運営する。

施設名	愛媛県生涯学習センター	所管課(室)	生涯学習課
-----	-------------	--------	-------

1 施設の目的及びこれまで果たしてきた役割

施設の目的

県民の生涯学習を推進する実施機関・拠点施設として設置されたものであり、県民が、 生涯学習を通じて心豊かで生きがいのある人生を送れるよう、市町、各種団体等との連携 を図り支援する。

これまで果たしてきた役割

平成3年4月の開設以来、約130万人の利用があり、各種事業(生涯学習講座等の開設、 生涯学習に関する情報提供、「えひめ地域学」の調査研究、生涯学習指導者の養成等)の実 施により、県の生涯学習の拠点として県民の生涯学習活動を促進・支援してきた。

2 評 価

必要性	県民の生涯学習を推進するための実施施設・拠点施設として必要な施設である。
有 効 性	「愛媛県生涯学習推進計画」に基づく各種事業の実施や学習活動を支援する ための施設の開放などにより、生涯学習事業の実施施設・拠点施設として多く の県民に利用されており、有効に活用されている。

施設	の
方 向	
	土
及	び
その説	іпЯ
てい訪	,四月

施 設 名 愛媛県総合科学	芝博物館 所管課(室)	生涯学習課
---------------	-------------	-------

1 施設の目的及びこれまで果たしてきた役割

施設の目的

- ・科学技術及び愛媛の自然史・産業史に関し、展示、資料の収集・整理・保存、調査研究などを行い、県民に科学の正しい理解を深めるための学習機会を提供する。
- ・東予地域の生涯学習推進の拠点施設として、学習機会や情報を提供する。 これまで果たしてきた役割

平成6年11月の開館以来、約250万人の来館があり、科学技術や愛媛の自然を紹介する博物館として、一定の役割を果たしてきた。

2 評 価

<u> </u>		щ
必要	性	科学技術や本県の自然史及び産業史に関する資料収集、調査研究、展示、普及啓発等の各種事業を幅広く実施しており、本県の自然科学を総合的に学習できる県内唯一の博物館として必要な施設である。
有 効	性	プラネタリウムや体験施設、さらに、東予地域の生涯学習を支援する施設を備えた全国屈指の大規模博物館として、年間に県内外約 17 万人以上の利用があり、有効に活用されている。

施設	の
方向	
及	び
及 その訪	明

施設名	愛媛県歴史文化博物館	所管課(室)	生涯学習課
-----	------------	--------	-------

1 施設の目的及びこれまで果たしてきた役割

施設の目的

- ・愛媛県の歴史文化に関し、資料の収集、整理、保存及び展示、調査研究を行い、県民に歴史文化を学ぶ機会を提供する。
- ・南予地域の生涯学習推進拠点施設として、学習機会や情報を提供する。 これまで果たしてきた役割

平成6年11月の開館以来、約120万人の来館があり、愛媛県の歴史文化を総括的に紹介する博物館として、一定の役割を果たしてきた。

2 評 価

必要性	県全体の歴史文化に関する資料収集、調査研究、展示、普及啓発等の各種事業を幅広く実施しており、本県の歴史文化を総合的に学習できる県内唯一の博物館として必要な施設である。
有 効 性	愛媛の通史を紹介する全国的にもレベルの高い常設展をはじめ、企画展や生涯学習講座等の開催により、年間約 10 万人(他県の歴史系博物館と比較しても遜色ない)の利用があり、有効に活用されている。

設力	の
	の
	の
	の
_	
미	性
の説	明
))説

施 設 名 愛媛県立図書館	所管課(室)	生涯学習課
---------------	--------	-------

1 施設の目的及びこれまで果たしてきた役割

施設の目的

本県の中核図書館として、多様な資料の収集と保存に努め、県民への直接的なサービスと市町の図書館等への支援によって、すべての県民に対する図書館サービスを推進する。 これまで果たしてきた役割

年間約206千人(17年度)の利用があり、また、市町への支援など、県の中核図書館として一定の役割を果たしてきた。

2 評 価

			•
			県民への直接サービスのほか、市町への指導や図書資料の援助、県内の市町
			立図書館との連絡調整などを実施しており、県の中核図書館として必要な施設
必	要	性	である。
			市町立図書館では提供できない専門的図書や郷土資料を、幅広く県民の利用
			に供しているほか、市町や学校に対する図書資料の援助や指導・助言を行うな
右	効	性	ど、読書活動を推進する拠点施設として有効に運営されている。
- T	ΧIJ	ΙΤ	

施	設	の
方	向	性
及		び
		明
,	О Д)	U -7 J

施設名	愛媛県立博物館	所管課(室)	生涯学習課
-----	---------	--------	-------

1 施設の目的及びこれまで果たしてきた役割

施設の目的

愛媛県下全域の自然資料(動植物、昆虫、鉱物)の収集、調査研究、保管、展示等を行うことにより、郷土の貴重な自然や自然科学に対する県民の興味や関心を高め、生涯学習の発展に寄与する。

これまで果たしてきた役割

年間約3万人の入館者があり、県民が気軽(無料)に利用できる自然系の博物館として、一定の役割を果たしてきた。

2 評 価

必要性	小規模で地味な施設であるが、貴重な実物資料は高い評価を得ており、取扱い分野で総合科学博物館と重複する面があるものの、本県の自然科学に関する資料の収集、調査研究、展示等のために必要な施設である。ただ、手狭であることが難点である。
有 効 性	貴重な動植物や鉱物の実物資料を保有する博物館として、また、小中学生等の課外学習等に気軽に利用できる博物館として、年間約3万人の利用があり、有効に活用されている。

施	設	の
方	向	性
そ	の訪	び 郎明
	- Д	0.73

施設名	愛媛県立中央青年の家	所管課(室)	生涯学習課
-----	------------	--------	-------

1 施設の目的及びこれまで果たしてきた役割

施設の目的

青少年やその指導者等の団体などに対する、共同生活や体験活動を通じて、心身と もに健全な青少年の育成を図る。

これまで果たしてきた役割

社会性を培うための高校生や大学生の集団宿泊研修や企業等の初任者を対象とした職業研修、小中学生と保護者を対象とした体験活動などに利用され、青少年の健全育成のための拠点施設として役割を果たしてきた。

2 評 価

必要性	共同生活や体験活動を通して青少年に規律や共同の精神を身に付けさせるために必要な施設である。
有 効 性	多くの青少年や指導者等の宿泊研修に利用され、青少年の健全育成のために 近隣施設と連携を図りながら、拠点施設として有効に運営されている。

施訁	没の
方向	
及 その	説明

施設名	愛媛県立東予青年の家	所管課(室)	生涯学習課
-----	------------	--------	-------

1 施設の目的及びこれまで果たしてきた役割

施設の目的

青少年やその指導者等の団体などに対する、共同生活や体験活動を通じて、心身と もに健全な青少年の育成を図る。

これまで果たしてきた役割

社会性を培うための高校生や大学生の集団宿泊研修や企業等の初任者を対象とした職業研修、小中学生と保護者を対象とした体験活動などに利用され、青少年の健全育成のための拠点施設として役割を果たしてきた。

2 評 価

必	要	麻	共同生活や体験活動を通して青少年に規律や共同の精神を身に付けさせるために必要な施設であるが、青少年の宿泊研修としての利用は減少しており、施設も老朽化している。
有	効	麻	青少年の健全育成のための施設として、開館以来多くの青少年や指導者等に利用されてきたが、現在は、施設の目的である集団宿泊研修等の本来の利用が減少している。

施設	その
方向	性
及	び
その	説明

施 設 名 愛媛県立南予青年の家	所管課(室) 生涯学習課
------------------	--------------

1 施設の目的及びこれまで果たしてきた役割

施設の目的

青少年やその指導者等の団体などに対する、共同生活や体験活動を通じて、心身と もに健全な青少年の育成を図る。

これまで果たしてきた役割

社会性を培うための高校生や大学生の集団宿泊研修や企業等の初任者を対象とした職業研修、小中学生と保護者を対象とした体験活動などに利用され、青少年の健全育成のための拠点施設として役割を果たしてきた。

2 評 価

		- 11	-
必	要	中	共同生活や体験活動を通して青少年に規律や共同の精神を身に付けさせるために必要な施設であるが、青少年の宿泊研修としての利用は減少しており、施設も老朽化している。
有	効	궊	青少年の健全育成のための施設として、開館以来多くの青少年や指導者等に利用されてきたが、現在は、施設の目的である集団宿泊研修等の本来の利用が減少している。

施設	の
方向	
及	び
その記	
C 07 E	I/6 - /J

施設名	愛媛県美術館	所管課(室)	文化振興課
-----	--------	--------	-------

1 施設の目的及びこれまで果たしてきた役割

施設の目的

新しい時代に即した県民のニーズに対応し、作品の鑑賞のみならず、作品を創り、学ぶ新しい参加創造型の美術館として、美術に関する情報や資料の収集、提供を行い、県民の美術活動の推進に大きな役割を果たすための拠点施設。

これまで果たしてきた役割

年間(17年度)約352千人(本館317千人、萬翠荘35千人)の利用があり、県民の 美術活動の推進に一定の役割を果たしてきた。

2 評 価

必要性	作品鑑賞機会の提供、普及啓発活動の実施、作品の収集保存、県民の創作活動発表の場の提供等を通じて、県民の美術活動を推進するために必要な施設である。
有 効 性	様々なジャンルの展示や幅広い年齢層を対象にした普及啓発活動の実施、県民の創作活動発表の場の提供等により年間平均で 30 万人を超える来館者があり、有効に活用されている。

嗀	しの
向	性
	び
のi	説明
	向